

### 第3回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会 議事概要

H 2 0 . 1 . 9

13:00 ~ 14:45

於：201委員会室

#### 出席者

検討会委員：日沖正信座長、前野和美副座長、藤田宜三委員、中村勝委員、舟橋裕幸委員、小林正人委員、中川正美委員、末松則子委員、真弓俊郎委員、奥野英介委員、今井智広委員

農水商工部：加藤農水商工企画室長、吉仲経営品質・危機管理特命監、服部農水産物安全室長、高橋マーケティング室長 等

健康福祉部：福田健康福祉企画室長 大市薬務食品室長、山門副室長 等

事務局：内藤企画法務課長、大森政策法務監、畑中主幹、早川主事、水谷主事

日沖座長 前回の検討会におきましては、他県での条例の制定状況などについて事務局から説明を聴きました。また、本県においては、「食の安全・安心確保基本方針」を定め、それに基づき施策が講じられており、それらは、他県においては、条例で規定されている事項も多いとのことでありました。そこで本日は、農水商工部及び健康福祉部において、食の安全・安心に関する事務を担当されている方々に出席をいただいておりますので、まず施策の実施状況について、先般、公表されたガイドラインと菓子業界の総点検の状況を含めて執行部から説明を受けたいと思います。

お手元に事務局が作成した資料がございます。これは前回、ご覧いただいた他県の条例規定項目の一覧表に、本県の基本方針に載せている項目及び本県で実施していることを他県の条例の項目と比較できるように、一番下の欄に整理したものでございますので、これも見ながらご説明をお聴き下さい。

#### 説明

- 1 食の安全・安心総合調整組織の経緯、三重県食の安全・安心確保基本方針、三重県食の安全・安心確保行動計画、平成19年度事業一覧、三重県食育推進計画について、農水商工部加藤農水商工企画室長より説明
- 2 みえの食品安全・安心表示ガイドライン（原案）について、健康福祉部福田健康福祉企画室長より説明
- 3 菓子業界社内総点検による実態調査結果について、農水商工部吉仲特命監より説明

日沖座長 本県の食の安全・安心の取組の経緯、これまでに示されてきた基本方針、行動計画、取組内容、昨年本県で発生した事案に対応するガイドライン、実態調査結果などを担当から説明いただきました。我々が条例をつくっていく上で、取組を十分踏まえていくべきだと考え、このような機会を設けました。質疑を願

いします。

舟橋委員 生菓子編のガイドラインは、今回は去年の経緯から作られたが、生菓子編の次の編は作るのか。それから、実態調査の回答のうち、何らかの対応とはどんな対応が一番特徴的だったのか。今後の対策が浮き彫りになってくるのではないかと思います。

福田室長 ガイドラインについては、現在まだ作業中であり、急に次という準備はしていません。今後、予算要求、取組の姿勢にも関係しますが、考えられる業界、小規模であり基準が明確でないところや、業界団体の動き等も含めて、よく相談しながら進めていく必要があると考えています。県がどこまでするのか、業界と連携してこういった形がいいのか考えて進めていきたい。

吉仲特命監 選択式のため、事細かいことはありませんが、少し補足説明で返ってきた意見を紹介しますと、「マニュアルを見直した」、「一部重量順を見直して再度精査をした」との意見がありました。

舟橋委員 今回つくる条例は特にお菓子だけの話ではないので、今後県がどうしていくのかと思います。菓子業界は総点検されたが、問題意識を持っている別の分野があって、アンケートなどをされる予定はないのですか。

吉仲特命監 また今後色々な事業を進めていく上で必要性を考えていきたい。

真弓委員 経緯を教えてもらったが、BSEの問題の時に県は随分食の安全・安心に取り組みました。知事も松阪で頑張り、松阪牛も高値になり、ピンチをチャンスにという話も出たが、三重県は先進的に取り組んできたのにこういう問題が起きたということは、どのように考え、ガイドラインがバラバラだったから指導ができなかったという反省では成り立たないのではないか。これでやれると思っただけなのにできなくなった。しかも、大元がコンプライアンスの遵守ができなかった。内部通報があったにもかかわらず、県として対応できなかった。こういう色々な基本方針などがあったにもかかわらず、2年近くも放置されてしまった。一番の原因はどこにあったと思われるのか。

加藤室長 基本方針の4つの枠組みのうち、事業者の自主管理など自主的な取組の部分の問題もありますし、監視指導として一元化した保健所が実際のところ、内部通報にも事細かに対応していたところですが、中身について反省すべきところがあった。現在、危機対策本部の中で、組織、システムを検討いただいているところもあり、個人的な部分も含めてですが、今回のJAS法がらみのことについては表示の部分であり、かつて製造の部分まで入ったことがなかったと思います。製造の部分まで踏み込んでJAS法が指摘されたということで、私どもとしては非常に反省すべきところですが、そういった想定をあまりせずに認識が甘かった

というところもあったと考えており、今現在そういうことも含めて検討されており、結論を待ちたいと思っています。

真弓委員 今も資料で教えてもらいましたが、和菓子の業界の大半は一人で作っているところがほとんどで、そういうところは午前中に売れてしまうことが親父さんの誇りにもなっているわけですから、あまり細かい表示で首を絞めるのめいかがなものかと思う。大量に作って効率良く儲けようとしたところに今回事件が出てきた。

食の偽装が出てくるのも、ほとんどが内部通報なので、今回の赤福の件も、企業に対して、内部通報という制度があるということについて、従業員に対する指導が足らなかったのではないかと思います。如何でしょうか。

加藤室長 総論的な部分になるかもしれませんが、企業として、そういった部分はコンプライアンスを含めて徹底するのが本来の姿だと思いますし、今回のガイドラインの中には3ページの「公益通報者保護法に基づき、組織内部からの通報者を保護する体制を確保する必要があります」と、あえて注意的に書き入れており、私どもの思いもそういったところに集約されているとご理解していただきたいと思えます。

真弓委員 見せてもらって質問しているが、「内部通報制度がある。」「生活が悪くなることはない。」と言う社長などいない。それが吉兆などにももろに出ていたと思う。その指導を行政が行うべきであり、もっと多くスペースも大きくしながら、指導の中心点にも従業員の指導もどんどん行われるべきだし、事例をみても、物をつくる人間として、これでいいのだろうかとかやむにやまれず通報される方がほとんどですので、もっとガイドラインにも大きく打ち出すべきだと思います。

福田室長 公益通報者保護制度は、私の理解では、従業員が内部として社内にそういう通報を第三者的に受け付ける機関を置いて、直接上司に言えないことを言ったとき、法令違反を指摘したときに、社内で不利益を受けない制度として法制度がつくられていると理解しています。今回、ガイドラインの中にも社内に整える必要があるのではないかと提案させていただいています。今、言われている内部通報と監督官庁に通報するというのは少し分けて考えるべきだと思います。当然、社会悪、法令に違反すること、社会的に許せないことを監督官庁に通報するなり、改善を求めていくのは、全ての県民、国民の義務的なこともありますし、そういったことにきちんと対応するのが我々の義務でもあります。事業者向けに外にどんどん言ってきなさいというのではなく、あくまでガイドラインとしては事業者の責任として内部の保護をきちんとしなさい、風通しの良い組織にしなさいという一言にまとまっていくのだと考えています。

真弓委員 言われたとおりですが、事例を見ると内部通報があつて慌てて会社内に弁護士と相談してそういう組織をつくって、いかにもやっていますとしているの

がほとんどではないですか。そういう後手にならないように、先手を打った指導にしていきたい、以上要望です。

奥野委員 舟橋委員からも言われたが、ガイドラインは次は何編が出るのか。今の説明では、不足なのではないか。今回も問題の後追いになるのですから、当然、生菓子には注意して業者の方もやられるので、前もってやるのがガイドラインであり、そういったガイドラインをつくっていくのが筋だと思います。先程の答えでは答えになっていないと思うがいかがですか。

福田室長 一般的に今回、JASの一括表示で問題になりやすいのが、加工食品の部分であると考えています。そういった部分で一般消費者向けに影響が非常に大きい、消費者から見て日頃接している加工食品として何があるかと考えたときに、おのずと県内で流通しているのは、例えば惣菜、弁当が身の回りにございます。想定としてはそういったものが考えられるのではないかと思います。生菓子以外の菓子類というのも、非常に身近なところで県内にたくさんの業者もございます。取り組む際には、効果というか、どういった守備範囲とするかを含めて、また業界で統一した基準を全国的に持っているところもあり、業界が自主的に決めているところもある。そういったところの動きも見ながら、前向きな形で必要なところはつくっていく方向で考えていきたいと思っております。

奥野委員 野菜とか色々な部分があると思います。全体的なことで考えていかないといけない。こういう問題があったことを契機に、全般的にそういうものをガイドラインなりで県民に分かりやすく知らしめる必要があるのではないかと思います。如何でしょうか。

服部室長 野菜というご意見がありましたが、JAS法では大きく生鮮と加工に分かれており、生鮮の方が一次生産品でそのまま出てくるということで、それについては比較的、表示しなければならぬ名称、原産地、内容量など項目が少ないもので、先程福田室長が言われたように加工食品の関係でやっていくべきだと考えています。

奥野委員 加工食品を主体にやっていくということで問題がないと思いますが、問題があれば説明できるようにしっかりやって下さい。

中川委員 食の安全・安心は消費者、行政、事業者が三位一体でやるわけですが、どこがチェックされるか例を出して聞きたい。三重県でフグのお店はたくさんあるが、ヒガンフグは本来、皮を食べてはいけないが、この地域ではヨリトフグという形で売っているわけです。大きな問題になる可能性がある。農水が本来ヒガンフグだが、この地域ではヨリトフグで売っているから問題なのか、食品の方が分かっているから問題なのか、その辺りの問題はどうか監視とかの形でチェックしたらいいのか。要するに思い込みみたいなものがある。それを是認してい

る面が行政の農水の方にもある。農水の関係と健康福祉の関係がまたがっており、どこがどうチェックするのか、行政として把握しているのか。

山門副室長 フグの取締りについては、私どもでは要領を作っています。販売店、料理店などフグを扱っている、丸ごと仕入れて内臓を除去する、特に肝臓や卵巣に毒があるわけですが、そういうものを除去するというのを、取り扱うというわけですが、取り扱っている施設の監視は、飲食店、魚介類販売業を含めて、それぞれの保健所が年1回以上監視指導することになっています。

先程、話のありましたフグについては各地域で色々な呼び方があります。三重県でもあると聞いております。ヒガンフグは、ご指摘のとおり皮を食べることはできません。地元の方でヨリトフグと呼ばれているのか分かりませんが、標準和名が全国で統一されており、資格試験の時もすべて標準和名で統一して試験などを行っています。従いまして、監視指導に当たりますとも、地元の方が呼ばれているときでも標準和名で対応して、もしヒガンフグをヨリトフグと間違っている場合は保健所が立入の時に指導するというふうになっています。

中川委員 ヒガンフグは皮を食べてはいけないが、この地域ではヨリトフグの名称で売っている。それはいけないわけで、それをどうチェックするか。処理方法の問題ではなく、これは農水がヒガンフグをヨリトフグと認めているわけで、そのあたりはどうですか。

加藤室長 フグのその部分をどう売っているのか答えられる者がいないので、後で調べてお答えしたい。

中川委員 監視体制の問題として、消費者保護を考えると、そういうものを売っているのは問題になるわけで、どこがチェックするのか。

加藤室長 どこで売っているのか、お聞かせいただいて。

中川委員 割烹料理屋とかで売っており、いけないものを売っていると指摘されている。ヒガンフグだけれども県がこれは地元のヨリトフグと分かっているって売っていれば問題ではないかと。どこがチェックするのか。

山門副室長 基本的には料理店で売っているフグのチェックは保健所でしています。

中川委員 どのフグがということは保健所がチェックできるのですか。

山門副室長 三重県でも食品衛生監視員がフグの写真入りのテキストも作っており、それを見れば鑑定できるように普段からしています。

中川委員 絶対ヒガンフグではないと立証できるのですか。

山門副室長 食品衛生監視員のレベルに若干差はあるかもしれませんが、保健所でベテランの監視員では鑑定ができると思っています。持ち帰れば確認できると考えます。

中川委員 きちんと説明できるように調べていただいて農水の関係、保健所との関係などから大きな問題になりますので調べて報告していただきたい。

加藤室長 事務所に確認し、見た目もぜんぜん違うと聞いたが、また、少し中で確認して調べ、話をさせていただきたい。

中川委員 監視体制の問題の例として申し上げた。

日沖座長 確認いただきたい。

今井委員 期限表示の期限について、特に体に入るものであり、健康に対する直接影響を及ぼすものであり、今回の事業者の社会的責任のところに書いてもらっています。基本的に、期限表示に関しては、決められた方法がないということで、アンケートでも、大手に限って、人数が多いと、専門業者に日持ち試験を依頼しているということですが、3人以下などは、同業他社や従来の製法ということですが、賞味期限、消費期限が正しいのかどうかの監視をするチェック体制はあるのでしょうか。

大市室長 現時点で、一つ一つの品目についてのチェック機能までは持っておりません。

今井委員 事業者任せのままということで考えていいのでしょうか。

大市室長 そうです。あと、定期的に収去検査をして、基準値をオーバーしているかどうかの確認をしております。

今井委員 定期的な検査をしていただいて、例えば製造日から5日経ったもの等を食べるなり、何らかの試験をしているのでしょうか。

大市室長 食べる確認まではしていませんが、細菌の検査、添加物の検査をしております。

今井委員 食あたりとか、消費期限等を過ぎているとか、事業者が出している表示期限が正しいものであるとの前提に立たれていると思うが、事業者が他社の動向や経験から、特に、小さい事業者の場合には試験に出す余裕がないこともあるかもしれません。そういった意味では、定期的な検査をしっかりとっていただきたい。

できましたら、県で検査機関があるのであれば、県として消費期限、賞味期限等について事業者に対する支援ができるのであれば、お願いしたい。

吉仲特命監 仰るとおりでして、小さい従業員規模の所では試験は難しいかと思いますが、官能試験ということで通常のところに置いて、経過を残していただいて自社で責任を持って期限を表示していく、官能試験というが、そういった方法も科学的根拠として認められており、次年度の事業の中でやらせていただきたい。サポート、勉強会をさせていただきたい。また、科学技術センターとも連携して取り組んでいきたいと考えています。

今井委員 中小事業者は、なかなか試験といっても難しいところがあると思います。ましてや体の中に入るものであり、定期的な検査や支援をお願いしたいと思います。

奥野委員 全国で3県の例があり、現在、議員提案で条例の勉強をしているが、議員提案についてどのように思うか。

加藤室長 基本方針で動き出した時の議論としては、国の法律が同時に動いている中で、県としては国の法律があり、基本方針の趣旨を踏まえると、実効性という意味で、三重県は基本方針、行動計画で行ってきた経緯があります。ただ、現状をみてみますと、条例を20県程度つくっており、状況からすれば条例化も一つの方向かなと思います。

奥野委員 勝手とは言わないが、行政側としてはそれなりのことは十分しており、つくるならつくりなさいというのが上の方の感覚ですか。

加藤室長 直接お聴きしていないが、条例の中にもいろいろな項目があり、そういったところでは条例ができてからは執行部が対応ということであり、なかなか厳しい部分もあるのかなと思います。

奥野委員 罰則規定が19のうち3県にあるわけですが、その点についてはどう思うか。

加藤室長 私は罰則規定まで設けるのはいかなものかだと思います。それに至るまでの規制もありますし、罰則までしたにしても、果たして実効性としてはどうかという部分もあり、個人的な部分で申し訳ないですが、そういう思いをしています。

奥野委員 今回の件について、罰則に値するかしないか、どんなものでしょうか。

加藤室長 専門家ではありませんが、現状をある程度見ても、罰則規定には当たら

ないのではないかと思います。

日沖座長 検討会で条例素案をつくっていくに当たり、座長の立場から聴かせていただきたい点が2点あり、まず一つは、他の県を参考にみますと条例に自主回収を規定している先例がありますが、自主回収については、業界団体等とは何らかの形で協議なり意見交換なりできるのではないかと考えます。説明をいただいている現在の基本方針の中にはその性格上からありませんが、条例をつくっていく上で自主回収についての見解を聞かせていただけませんかでしょうか。

加藤室長 総合的な全体調整は私ですが、今回、直接業務に携わっている室長もみえ、法を踏まえた形で、どう影響があるか、実際の仕事の関係からお答えします。

大市室長 事業者が自主回収するには食品衛生法違反や疑いがある場合、健康被害の未然防止という観点から回収する場合があります。それ以外にも危害の発生とはまったく関係ない部分、食品衛生法にはまったく違反していないが自主回収する場合も多々ございます。自主回収は、事業者自らが判断して回収に着手する、迅速かつ積極的な対応をすることが可能であり、現在の多様で複雑な流通過程においては、非常に効果的な手段であるかなと思っています。大規模な事業所においては自主回収の仕組みが構築されてきていますが、しかし小規模な所までは自主回収の仕組みはまだまだできていないのが現状です。

服部室長 所管している農薬取締法等の関係では、自主回収のような制度はございません。何か違反事例があったときには、これは市場に流通させるのはどうかという事例があれば、行政からお願いして回収なり市場に出さないようにするということがあります。自主回収について行政がどう生かしてしていくか、また、自主回収することが事業者のメリットになれば更に進むことになると思いますが、私どもが所管している法律の中ではそういう法的にメリットを出す方向は難しいかと思っています。いずれにしても、どのような範囲の事業者に義務を負わせるのかということも気になるところです。

日沖座長 自主回収という先例が他の県にもありますし、条例に促す文言を入れる見解はどうか。明確に見解を。

加藤室長 他府県に出荷停止の項目はありますが、こういった範囲にするか、生産者だけで整理している所もあれば、食品関連事業者の所もあり、生産者・事業者の所もあり、かなり広い。生産者であれば農林水産の事業者だろうし、そういう違いもあり、出荷停止ということになると使い方を間違えますと、それは訴訟ということでも責任を負うということもありますし、こういった部分に出荷停止を当てはめるのかということもあり、その点は慎重に項目を考えるべきだと思います。

日沖座長 次に、食品衛生法等で規制の無い事項、無登録農薬等を使用した農林水

産物の出荷禁止措置や法令の規定とは別に、安全を害するおそれがあると判断できる場合に立入調査を行うことなどを条例に規定している例もありますが、これらについての見解は如何でしょうか。

大市室長 滅多にないですが、食品衛生法など現行法制度で対応できないような事項が生じた場合、健康への悪影響を未然に防止する関係から対応の必要が生じると思いますが、現時点では厚生労働省と連携を取って、リスク分析・評価を行う国の食品安全委員会にお願いをしていけば、物自体に安全性があるかどうか確認できる組織もありますので、そこを利用していけば可能かなと思います。

服部室長 全国的には6県で無登録農薬の使用などがあれば、出荷・販売禁止するという条例があります。ただ、出荷禁止はかなり思い切ったことですので、それをするための根拠が非常に大事だと思います。それは科学的根拠、つまり残留基準を超えて残留している場合には勿論出荷を止めるのが正しい。けれども、無登録農薬や使用基準を守られていなくても残留基準以下であれば、農産物そのものは安全ですし、それを出荷禁止にするのはちょっと科学的根拠がないので、無理ではないかと考えています。

舟橋委員 残留農薬が基準を超えた場合の商品がスーパーなどでも摘発か、分かったときでも、自主回収をお願いするしかできないのか。

服部室長 今はそうです。

日沖座長 参考までに聴かせていただいたが他にありませんか。なければ、それでは、執行部からの聴取調査は、ここまでにさせていただきたいと思います。さて、ご案内のとおり本検討会の役目は、食の安全・安心の確保に関する条例案を作成することであり、また、本年度内での制定に向けて努力しているところであります。このため、議論を本格化させるため、私ども正副座長において、議論の叩き台となる案を作成し、それを討議いただくことをご提案申し上げたいと考えますが、如何でしょうか。(各委員了承)

それでは、正副座長において案を作成するに先立ちまして、各委員のご意見をいただきたいことがあります。それは、条例の性格をどうするかという根本的なことです。具体的に申し上げますと、議員提案条例の先例は、栃木、岐阜、高知の3県にございますが、栃木と岐阜の条例は、いわゆる理念条例というものですが、高知県の条例は、出荷禁止や立入調査などの条項を含んだ規制条例の性格を有しております。また、この他に条例に自主回収についての規定を置いている県もあります。このため、本検討会が作成する条例は、こうした一定の行為を義務付ける、あるいは一定の行為を禁止するというような規制条項を含んだものとするか否かです。この点を明確にさせていただいた上で、正副座長で案を作成させていただきたいと考えます。如何でしょうか。

舟橋委員 基本的には時間がないというのは大変だと思います。今月一杯で原案をつくって、パブコメをして、議員の調整をして。しかし、そうした中ではあります。安全な食品をつくりましょう、食べましょう、生産しましょうだけでは、今回の教訓が何も生かされていないようなことになってしまわないか。罰則になりますと調整する機会が多くなりますし、論点になりますのは回収、調査、出荷停止であり、どこまで今回可能かどうかは別にしても、この部分をどのように県の条例の中にいかに盛り込んでいくか正副座長で十分議論いただきたい。先程の農薬を回収してほしいとお願いするしかできないのは、いかにも安全・安心の視点からは問題があると思いますし、そういうこともきちんと反映できる条例であってほしい。

もう一つは、国の方で、消費者、食料品を統括した庁をつくろうという動きもあり、おそらくそれは、この条例ができた後でしかできないと思います。あまり長い期間ではなく、短い期間でこの条例の見直しを行う見直し条項を入れることも要望します。

末松委員 もう一つは、基本方針の県民運動の部分が、条例の責務・役割に合致してくると思いますが、三重県らしい条例をつくる上で大事になってくる部分だと思います。ぜひともここも少し入れていただければと思います。

日沖座長 それでは、ただ今のご意見を踏まえまして、どういう項目を入れるかについては叩き台としての正副座長案を作成してまいりますので、次回には、それについてご議論をいただくことにいたします。

最後に、前回、本年1月分の検討スケジュールを説明させていただきましたが、今月末には、条例素案をまとめ上げ、パブリックコメントを開始するというものがございますので、各委員には、会派の皆様にご検討内容、状況等を周知いただき、スケジュールのとおり円滑に進みますようご尽力をお願いいたします。なお、次回は、1月16日午後1時からでございますので、よろしくお願いいたします。本日は、これで終了いたします。

以上